

会津美里町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

会津美里町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 子ども・子育て支援新制度の概要.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題.....	5
1. 会津美里町の概況.....	5
2. 教育・保育に関する状況.....	8
3. 家庭・地域の状況.....	13
第3章 計画の基本理念と基本的な視点.....	19
1. 計画の基本理念.....	19
2. 計画の基本的視点.....	19
3. 基本目標.....	20
4. 施策の方向.....	24
第4章 子ども・子育て支援事業計画.....	35
1. 教育・保育提供区域の設定.....	35
2. 事業量の見込み.....	36
第5章 計画の推進に向けて.....	42
1. 推進の体制.....	42
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	43

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

子どもは、まちの次の時代を担うかけがえのない存在であり、子どもが安心して育つことができる環境、また、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくためには、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかし、依然として少子化が進行する中、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、これまで平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。

その後、平成 24 年には、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この 3 法に基づいて、平成 27 年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

会津美里町では、平成 21 年度に「会津美里町次世代育成支援行動計画(後期計画 2010～2014)」を策定し、「子どもの豊かな心を育み、楽しく子育てができるまち」をめざして、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりに取り組んできました。

しかし、本町においても子ども・子育てを取り巻く環境が変化していることから、国の新制度に対応し、子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との整合

本計画は、町の最上位計画である「会津美里町総合計画」をはじめ、「会津美里町教育振興基本計画」や各種法律に基づく関連計画との整合、連携を図るとともに、次世代育成支援行動計画を包含するものとします。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	31年度
会津美里町次世代育成支援行動計画 (後期計画)									
					会津美里町子ども・子育て支援事業計画				

4. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

(3) 制度の主な内容

この制度の主な内容は次のとおりです。

- ① 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。
- ② 地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。
- ③ 地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

○ 施設型給付

認定こども園・幼稚園（※1）・保育所（※2）

○ 地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続。

※2 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

② 子どものための現金給付

○ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。

（下記の事業は、法で定められたものです。）

① 利用者支援（新規）

② 地域子育て支援拠点事業

③ 妊産婦健康診査

④ 乳児家庭全戸訪問事業

⑤ 要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）

⑥ 子育て短期支援事業

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

⑧ 一時預かり事業

⑨ 延長保育事業

⑩ 病児・病後児保育事業

⑪ 放課後児童健全育成事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況

1. 会津美里町の概況

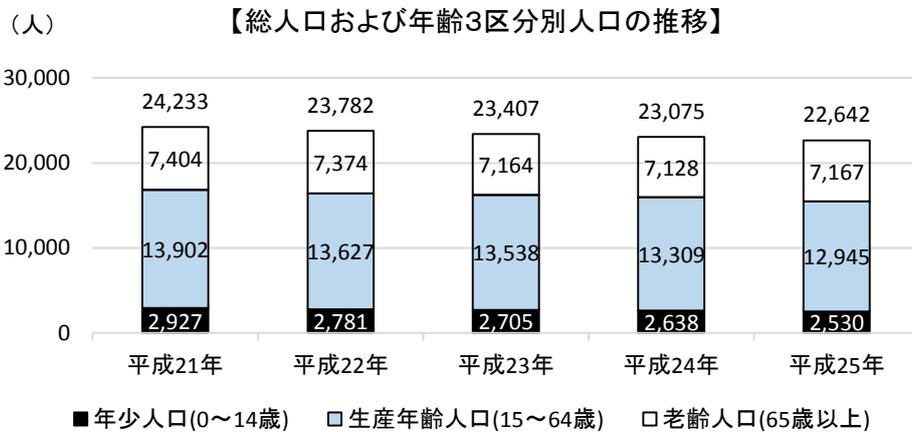
(1) 地理的状況

会津美里町は、福島県の西部に位置し、北部に広がる平野部と南部を覆う山間地からなり、東は会津若松市、西は柳津町、北は会津坂下町、南は下郷町・昭和村に接しています。

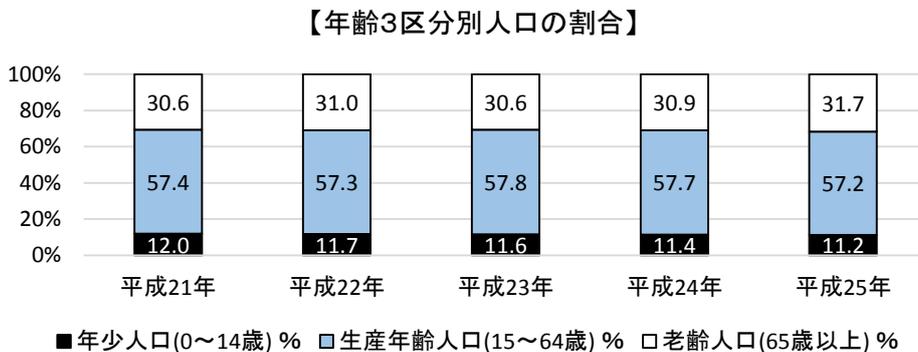
平成17年10月1日に、会津高田町、会津本郷町、新鶴村の旧3町村が合併して会津美里町が誕生しました。

(2) 人口

本町の総人口についてみると、平成21年からの5年間は減少傾向となっており、平成25年時点で22,642人となっています。人口3区分の割合は、年少人口（0～14歳）は減少傾向となっている一方で、高齢人口（65歳以上）は増加傾向となっており、平成25年時点で3割を超えています。

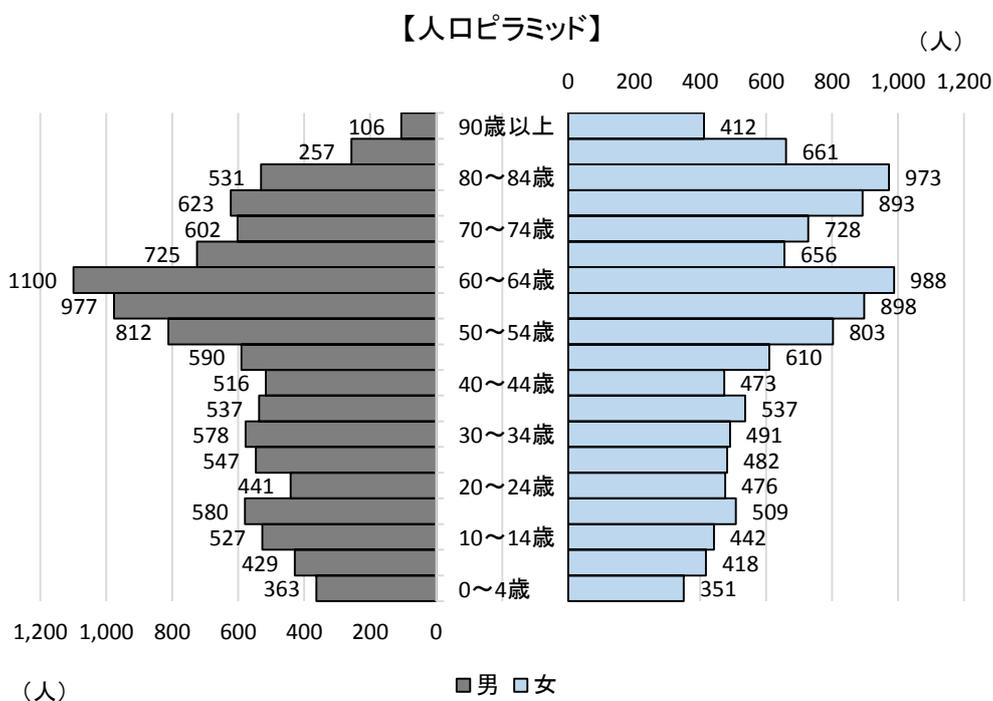


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

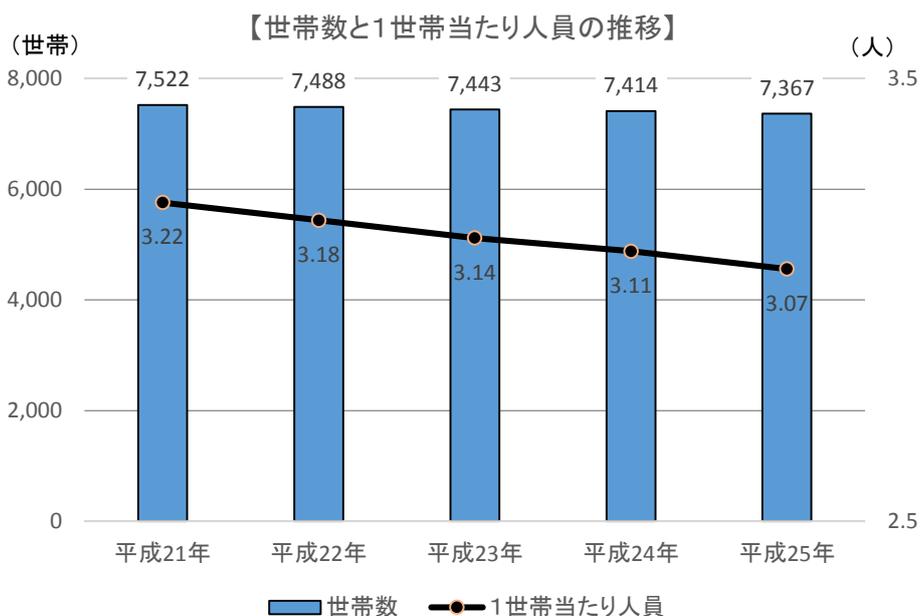


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成25年の人口ピラミッドについてみると、男女ともに60～64歳が特に多くなっています。世帯数は、年によって増減はみられるものの、概ね横ばいとなっている一方で、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。

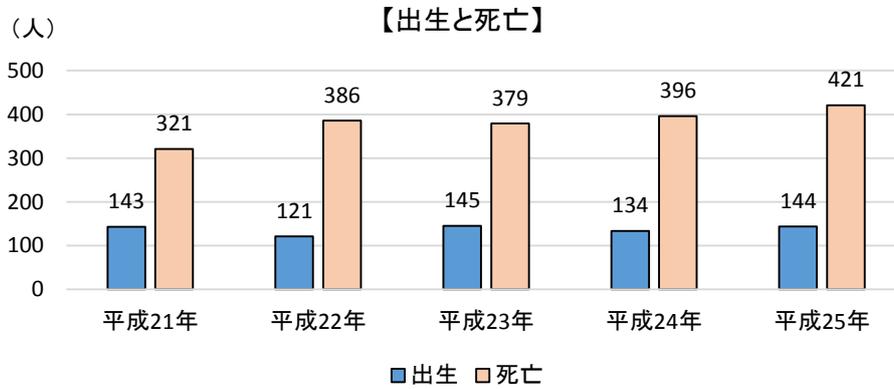


資料：住民基本台帳（平成25年4月1日現在）

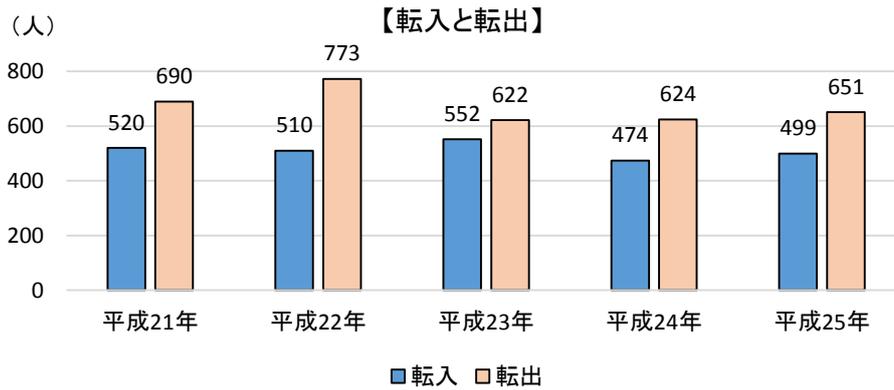


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

出生と死亡についてみると、出生に対して死亡が上回って推移しており、平成 25 年時点で出生は144人となっています。転入と転出は、転入に対して転出が上回って推移しています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

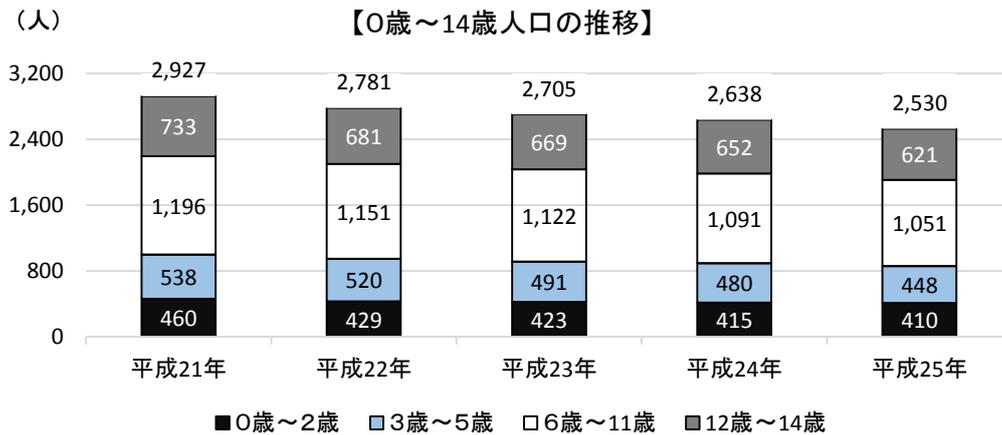


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2. 教育・保育に関する状況

(1) 0歳～14歳人口

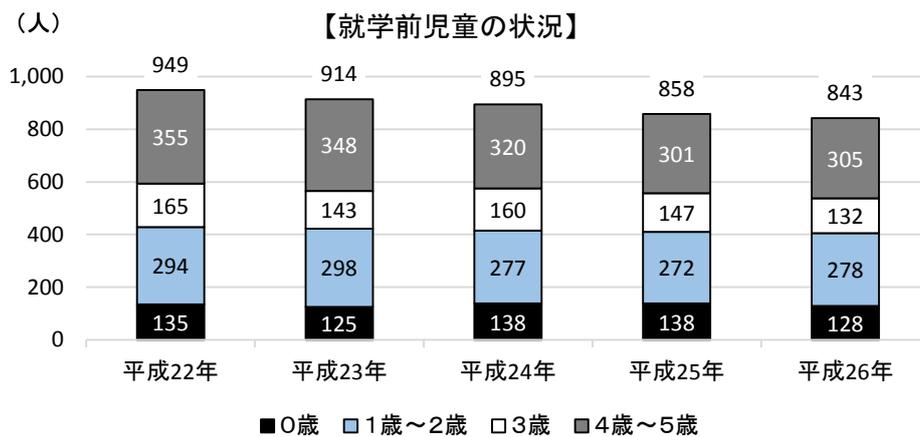
0歳～14歳人口についてみると、平成21年からの5年間は減少傾向にあり、平成25年時点で2,530人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 就学前児童の状況

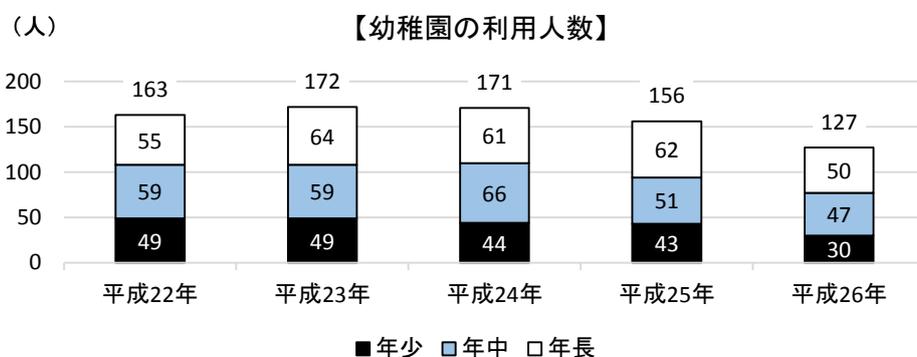
就学前児童の状況についてみると、平成22年から減少傾向にあり、平成26年時点で843人となっています。



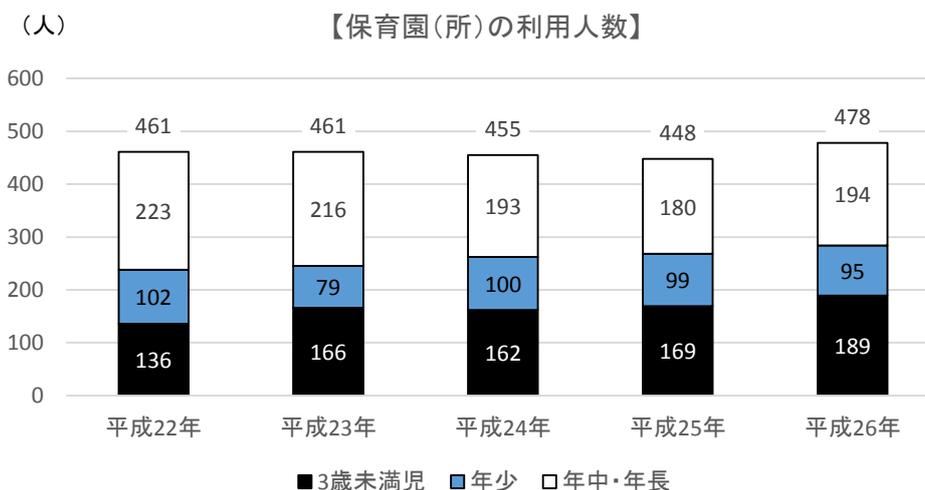
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

幼稚園の利用人数についてみると、平成24年までは概ね横ばいの傾向となっていました
 が、平成25年からは大きく減少し、平成26年には127人となっています。

保育園（所）の利用人数についてみると、平成22年から平成25年まではゆるやかな
 減少傾向にありましたが、平成26年については増加し478人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



資料：福祉行政報告例（各年5月1日現在）

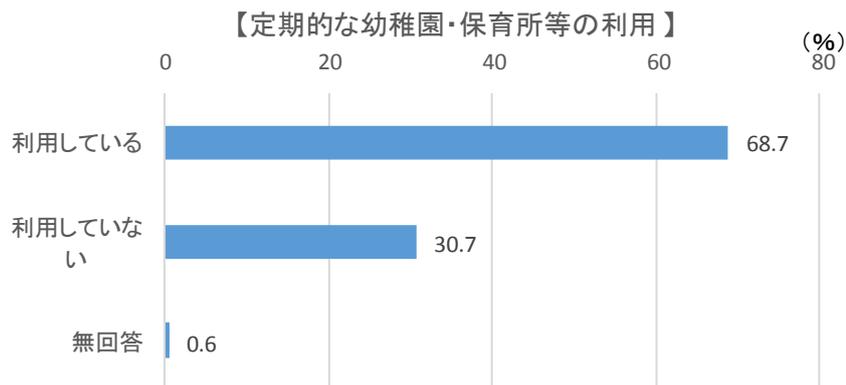
【平成26年度入園・入所状況】

区分	園	人数
幼稚園	ひかり幼稚園	36人
	本郷幼稚園	52人
	新鶴幼稚園	39人
保育園（所）	高田幼児保育園	165人
	さくら保育所	63人
	ひまわり保育所	46人
	本郷保育所	109人
	新鶴保育所	95人

資料：学校基本調査・福祉行政報告例（平成26年5月1日現在）

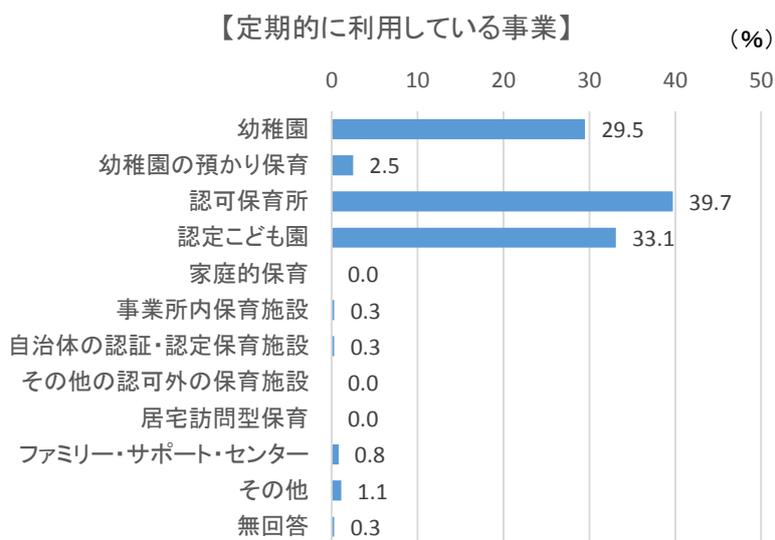
定期的な幼稚園・保育所等の利用についてみると、「利用している」割合が約7割となっています。

定期的にご利用している施設は、「認可保育所」が約4割と最も多く、ついで「幼稚園」と「認定こども園」が3割ずつとなっています。



資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

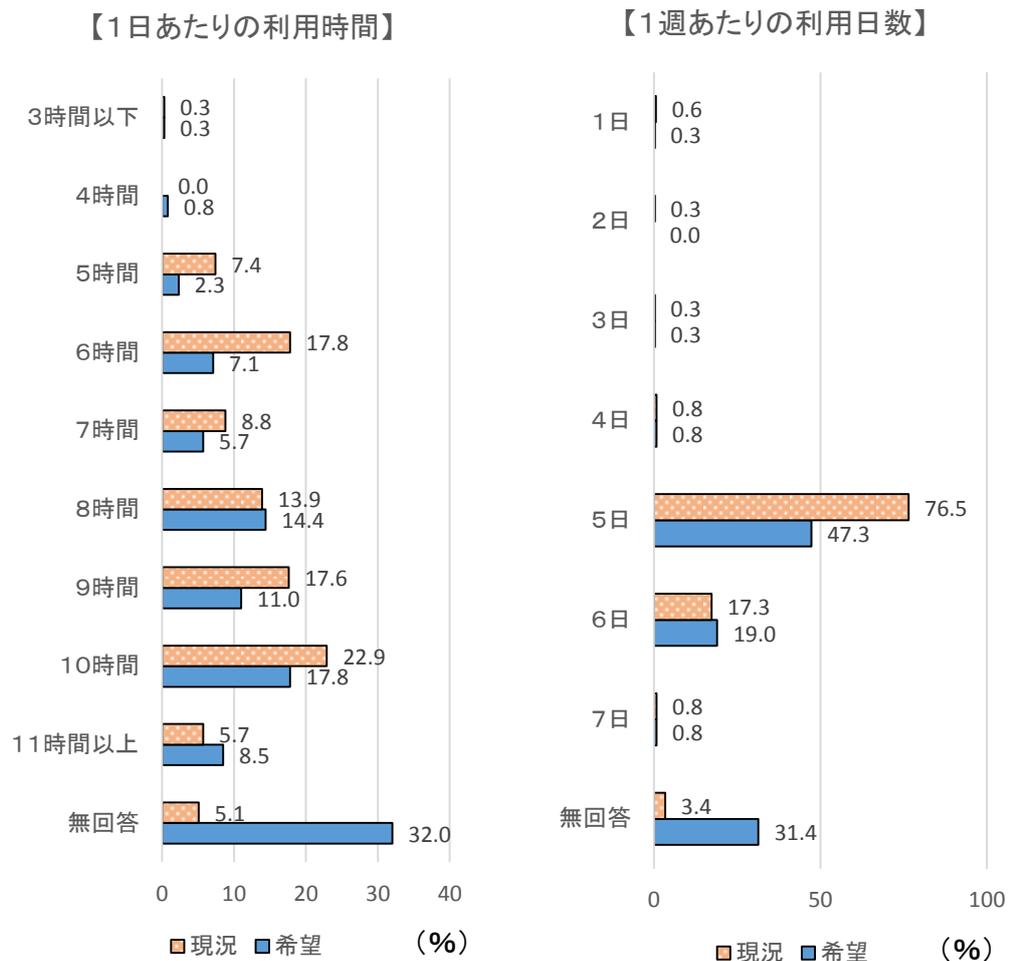
（複数回答可）



資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

教育・保育事業の利用時間等の現況と今後の利用希望についてみると、1週間あたりの利用日数では、現況・希望ともに「5日」が最も高く、それぞれ77%・47%となっています。また、1日あたりの利用時間では、現況・希望ともに「10時間」が最も高く、それぞれ23%・18%となっています。

現況と希望の数値に差が生じているのは、就学直前である5歳児の保護者が、無回答であったためです。

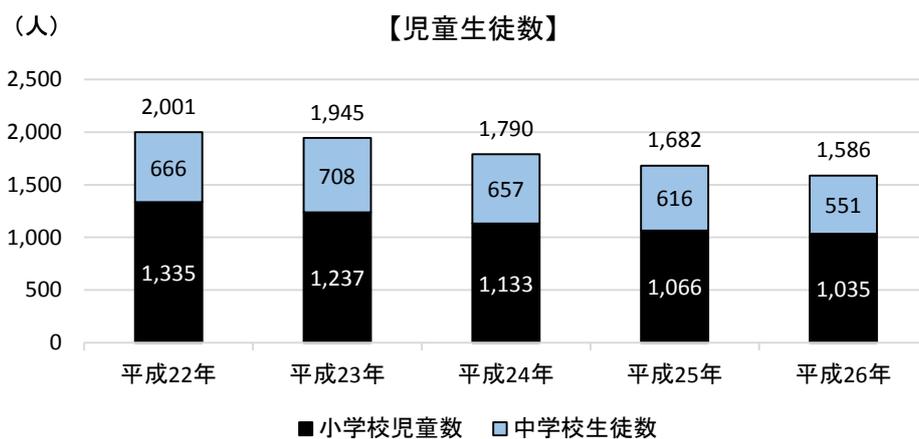


資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

(3) 就学児童の状況

児童生徒数についてみると、平成22年から平成26年にかけて減少傾向となっており、平成26年5月時点で1,586人となっています。

学童保育の利用人数についてみると、平成22年以降増加傾向となっており、平成26年5月時点で219人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

【学童保育の利用人数内訳】

小学	1年生	2年生	3年生	総数
平成22年	71人	76人	35人	182人
平成23年	79人	63人	57人	199人
平成24年	65人	82人	53人	200人
平成25年	90人	61人	64人	215人
平成26年	64人	96人	59人	219人

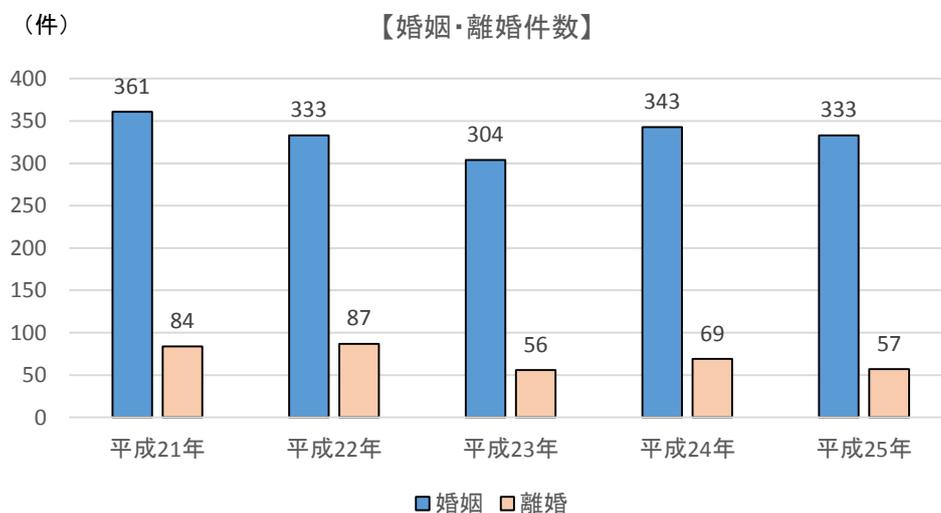
資料：こども教育課（各年5月1日現在）

3. 家庭・地域の状況

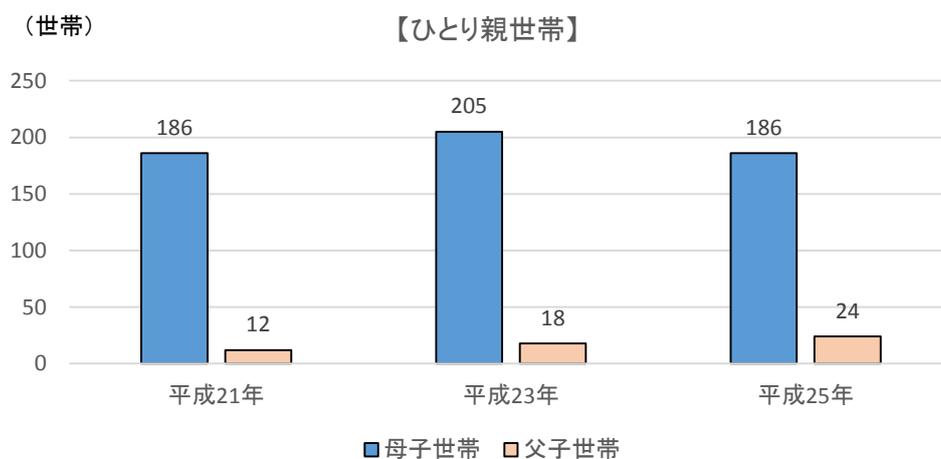
(1) 家族の状況

婚姻件数についてみると、平成21年の361件をピークに、平成23年にかけて減少傾向となっていたものの、平成24年には増加し、平成25年では333件となっています。一方、離婚件数は平成22年まで増加傾向となっていました、平成23年からは概ね横ばいとなり、平成25年時点で57件となっています。

ひとり親世帯については、母子世帯は年によって増減がみられ、父子世帯は増加傾向となっており、平成25年時点で母子世帯が186世帯、父子世帯が24世帯となっています。



資料：国勢調査

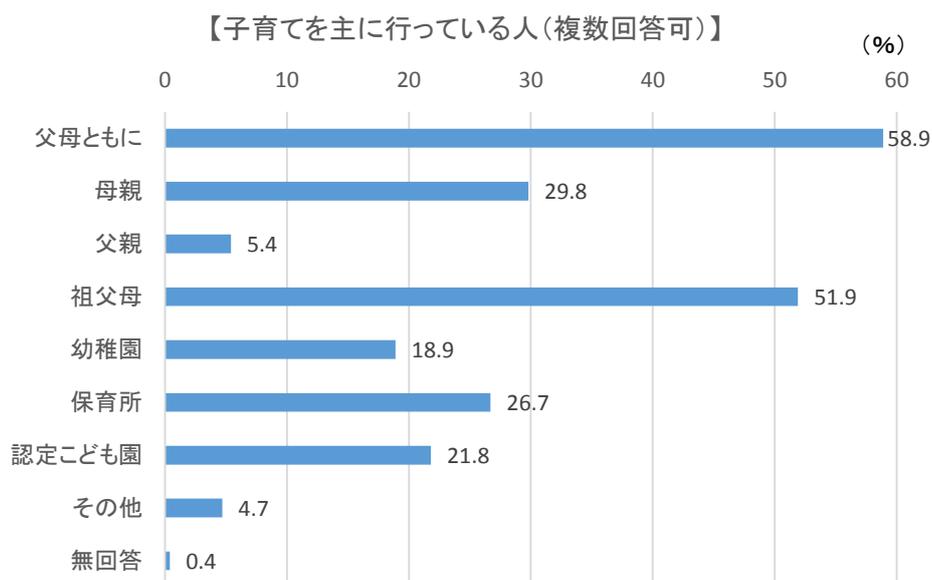


資料：会津美里町地域福祉計画

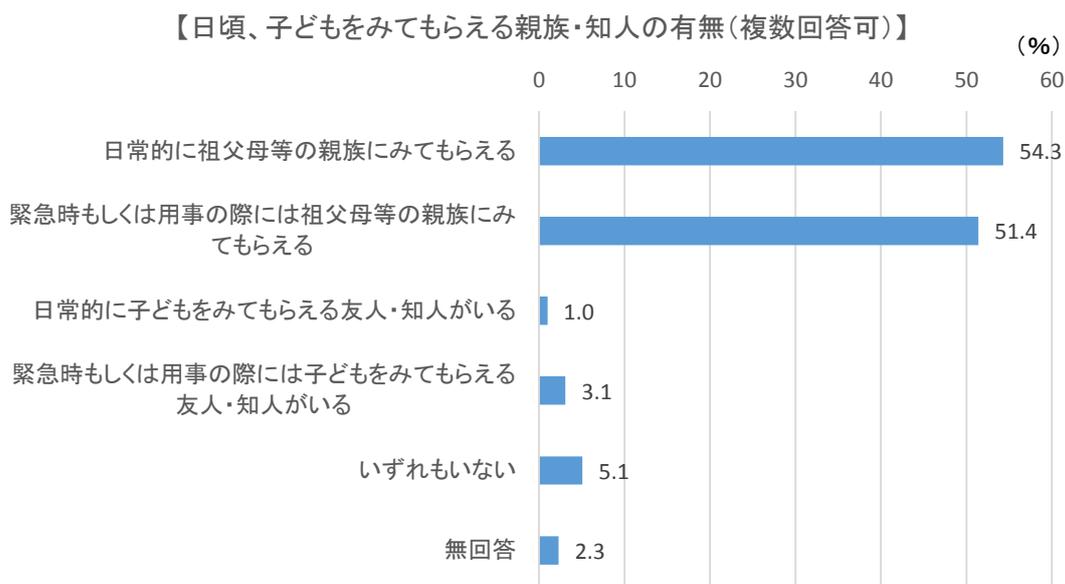
子育てを主に行っている人についてみると、「父母ともに」が59%と最も高く、次いで、「祖父母」が52%となっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が54%で最も高く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51%となっています。

また、「いずれもない」との回答が5%程度ありました。



資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

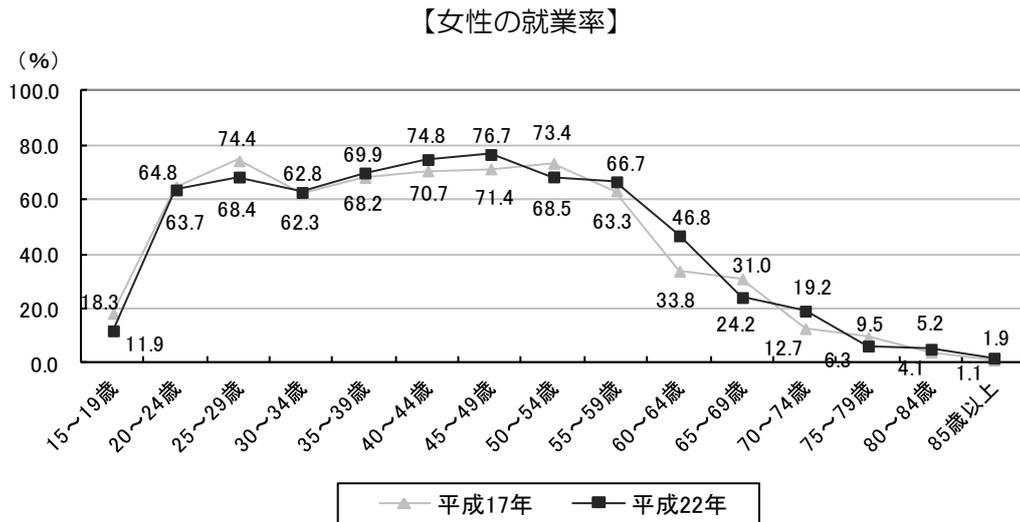


資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

(2) 就労の状況

女性の就業率についてみると、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代前半を中心に、一時的に就業率が低くなる「M字曲線」を描いています。平成17年と平成22年で比較してみると、25～29歳では就業率が約6ポイント減少しています。

女性の就業者数は、全体的には、平成12年から平成22年までは減少傾向となっています。5歳階級別にみると、20歳代を中心に就業者数が減少しています。



資料：国勢調査

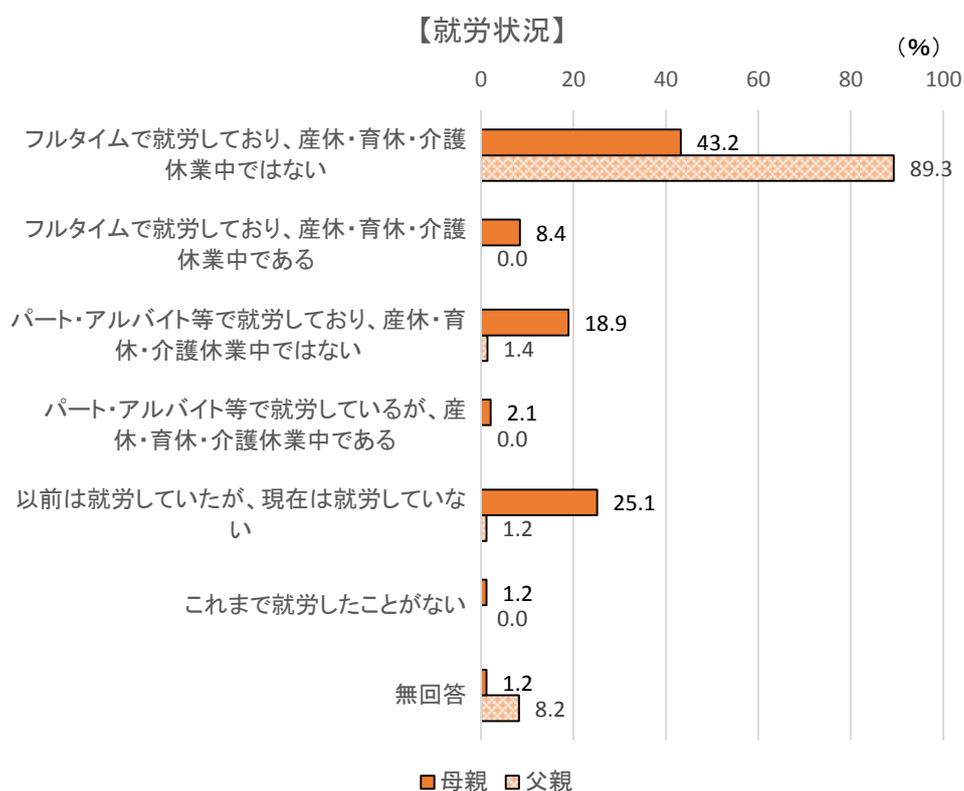
【女性の就業者数の推移】

	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	42人	52人	26人
20～24歳	214人	186人	128人
25～29歳	259人	183人	169人
30～34歳	183人	220人	155人
35～39歳	190人	204人	230人
40～44歳	246人	217人	220人
45～49歳	363人	257人	227人
50～54歳	326人	343人	241人
55～59歳	205人	290人	308人
60～64歳	145人	132人	214人
65歳以上	196人	216人	207人
合計	2,369人	2,300人	2,125人

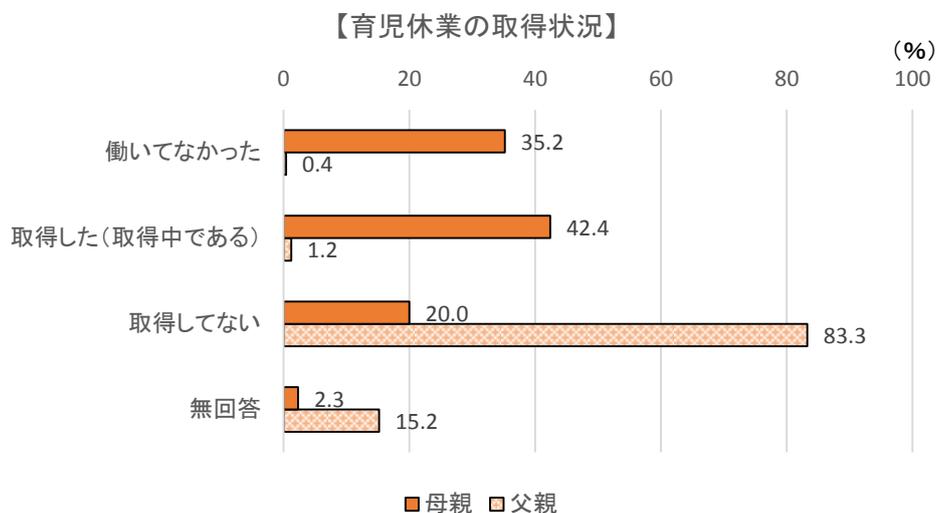
資料：国勢調査

就業状況についてみると、「フルタイム」が父親では約9割であるのに対し、母親では4割程度となっています。また、母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が2割半ばと多くなっています。

育児休業を「取得した（取得中である）」は、母親では4割を超えている一方で、父親では約0.1割となっており、ほとんど取得していない状況となっています。



資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

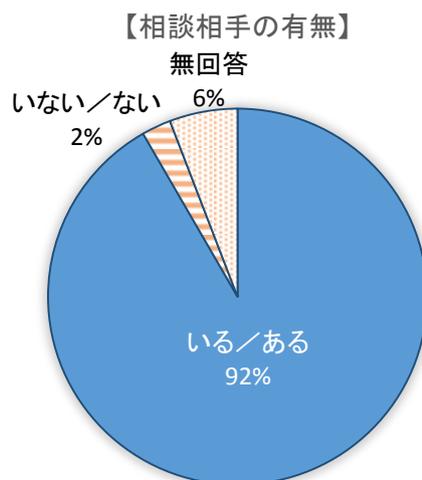


資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

(3) 子育ての状況

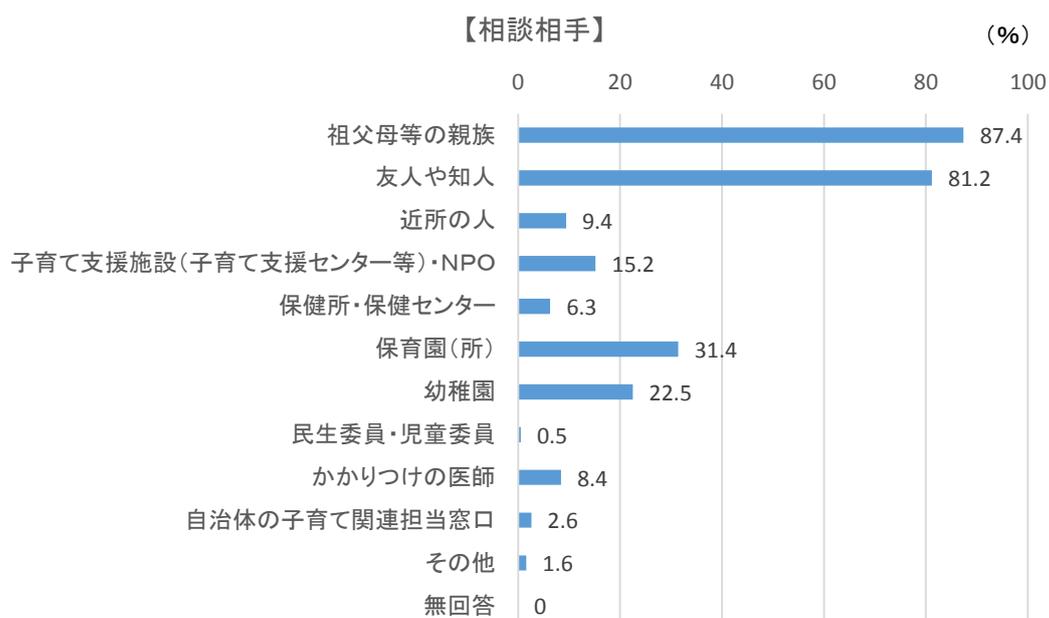
子育てをする上で、気軽に相談できる人・施設についてみると、「いる／ある」は9割を超え高くなっていますが、「いない／ない」もわずかにみられます。

相談相手としては、「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっており、それぞれ8割を超えています。



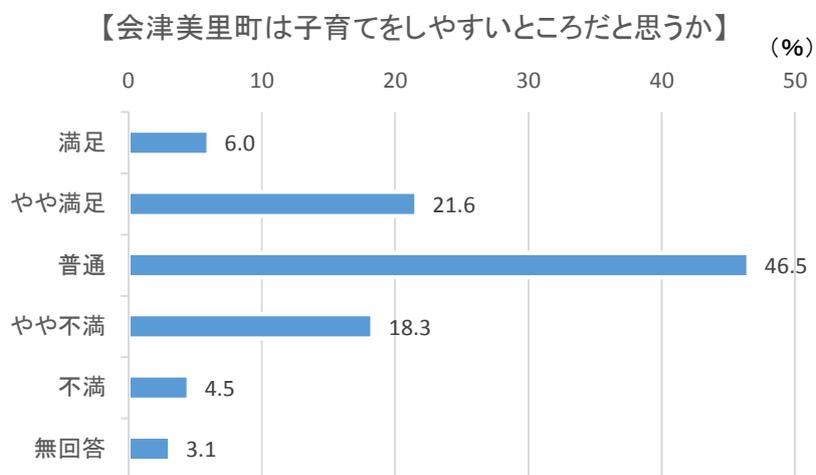
資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

（複数回答可）



資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

会津美里町の子育ての環境や支援への満足度についてみると、「満足」と「やや満足」は、3割程度で「普通」が5割弱となっており、全体で8割となっていますが、「やや不満」と「不満」と回答された方も2割程度みられます。



資料：会津美里町子育てに関するアンケート調査（平成 25 年 11 月実施）

第3章 計画の基本理念と基本的な視点

1. 計画の基本理念

いつの時代でも、子どもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いでもあります。

しかし、現在の社会においては、核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化により、子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きくなっている状況にあります。

そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所、幼稚園、認定こども園などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分尊重される子育て社会を構築していくことが切望されます。

そして、その子どもたちを育てる父親や母親、そしてこれから子どもを産み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることができるように町全体で支援していきます。

本計画では、本計画の前身にあたる「会津美里町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、『子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会の構築』を基本理念とします。

2. 計画の基本的視点

(1) 子どもの視点

子どもの健やかな成長を支援する基盤づくり

子育てが孤立化し、子育てに伴う不安や負担が大きくなっていくなか、影響を受けるのは多くの子どもであることから、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

また、子どもは次世代の親になるという認識のもと、子どもの健全育成のために、家庭・学校・地域が連携し教育力の向上を図ります。

(2) 親の視点

安心して子どもを産み、子育てを楽しむことができる環境づくり

親もまた、日々の子育てを通して成長していきます。

すべての親が、心身ともにゆとりを持って楽しく子育てをすることができ、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりのために、柔軟かつ総合的な取り組みを進めていきます。

(3) 地域の視点

子育てがしやすい地域づくり

すべての家族が安心して子育てができ、地域全体で子育て家族を支えることができるような地域づくりを進めていきます。

3. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、前述の3つの基本的な視点の中で、次の5つを基本目標として、総合的に施策を推進します。

I 子どもの健全育成と環境整備

次世代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすために、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実を図り、子どもを産み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

II 親と子の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して産み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの心身の健康管理・指導及び親と子どもの心と体の健康づくりに対する支援を充実し、乳幼児期から生活習慣病の予防に取り組み、安心して子育てができる環境を整えます。

III 子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域力を活用した取り組みを推進します。

IV 子育てと仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育ての時間や家庭、地域、自己啓発にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、国や県、関係機関と連携し、社会全体で仕事と子育ての調和が図れるよう努めます。

V 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

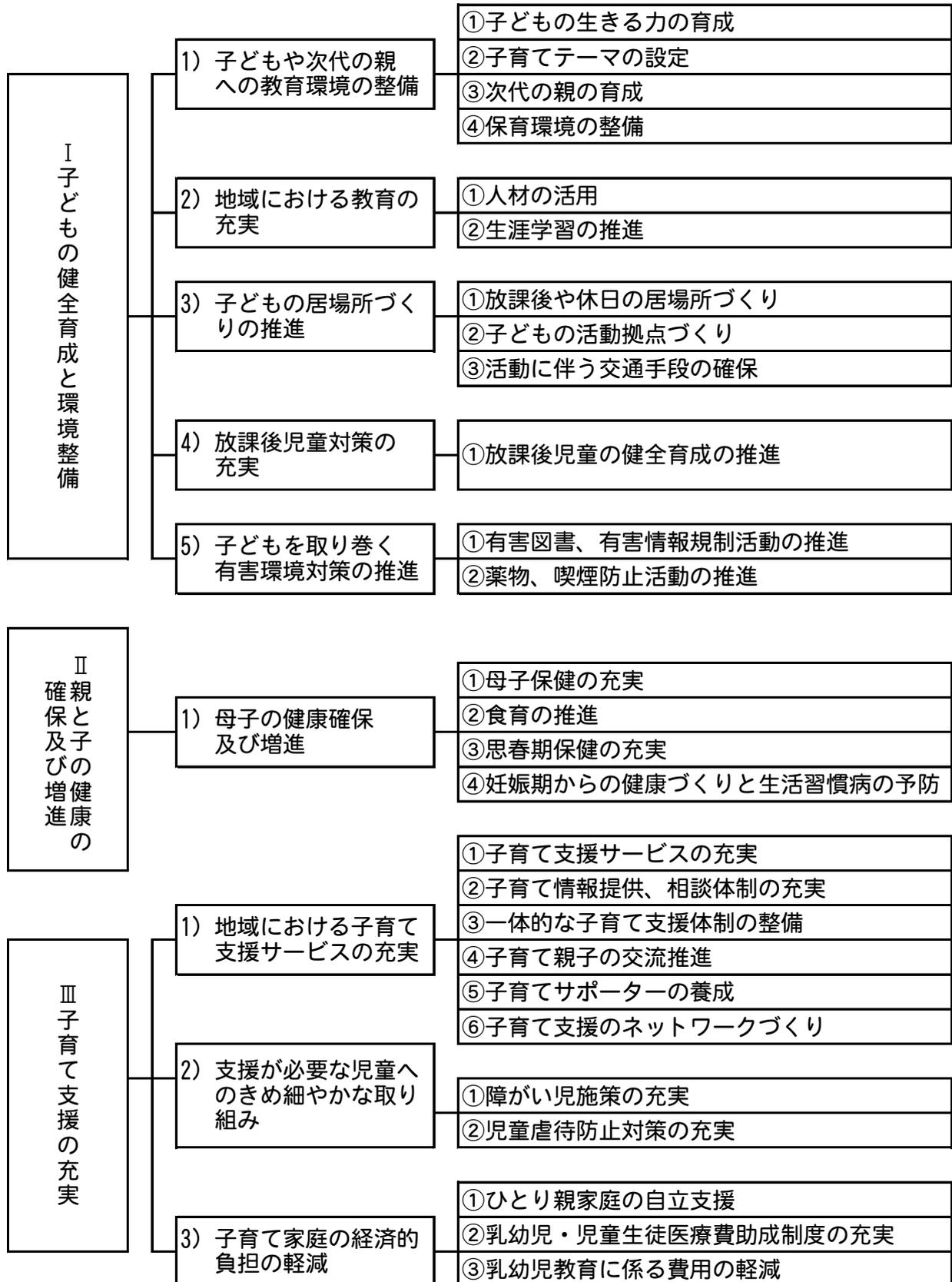
核家族化や都市化の進行によって、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

会津美里町子ども・子育て支援事業計画の施策体系

(基本目標)

(基本的施策)

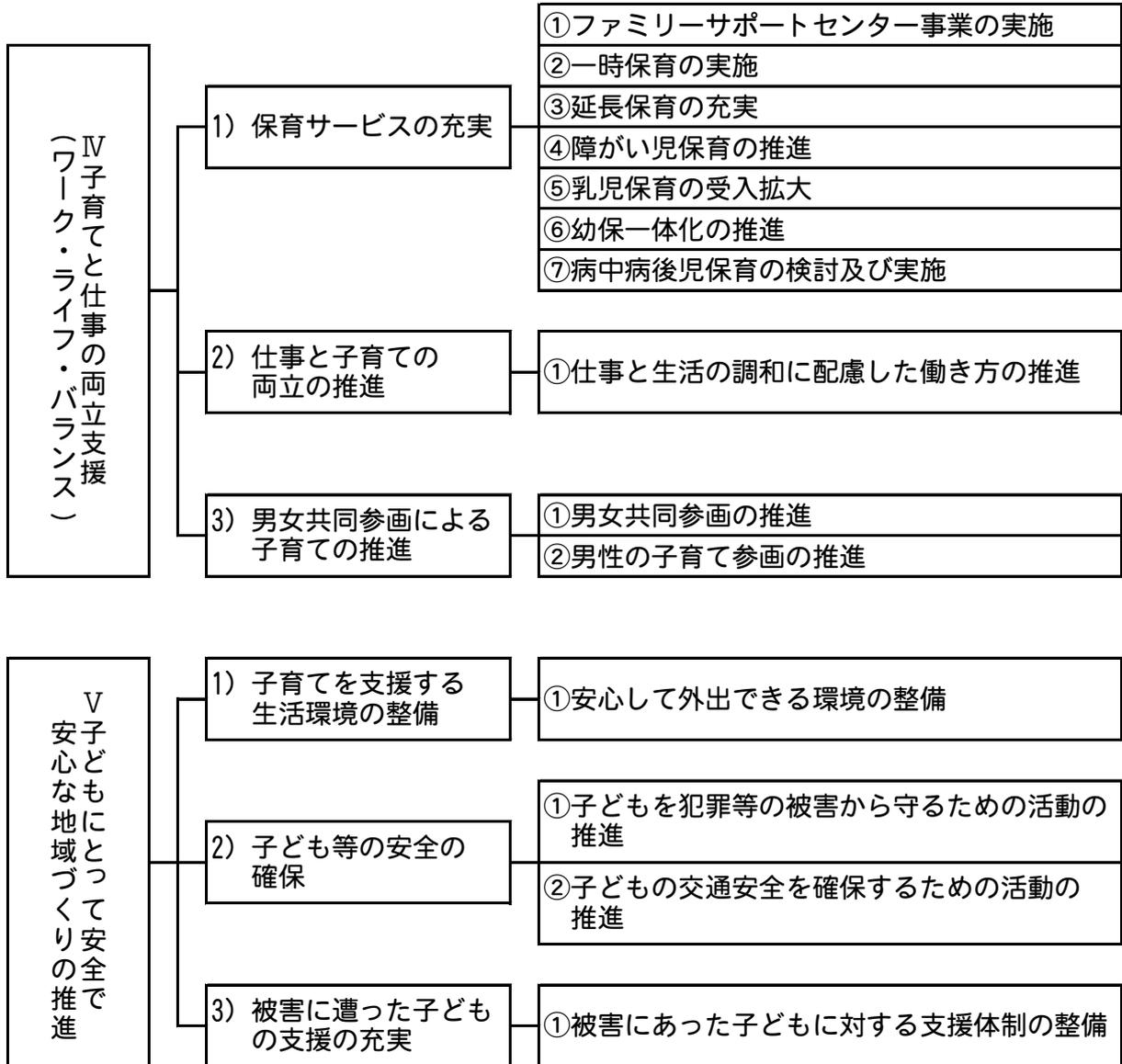
(実施計画)



(基本目標)

(基本的施策)

(実施計画)



4. 施策の方向

I. 子どもの健全育成と環境整備

子どもたちが、健全かつ豊かに育っていくことができる環境・学習機会の場を整備していくと共に、将来親となる子どもたちが親となるために必要な知識・情報を学び、子どもを産み育てる意義・素晴らしさを理解していけるよう、家庭や学校及び地域全体で見守り、育んでいくことを目指します。

1) 子どもや次世代の親への教育環境の整備

① 子どもの生きる力の育成

子どもに「他の人のために何かをしてあげることの喜び」や「達成感」を感じられる地域活動の創出を行います。

また、次世代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、保育所・幼稚園・認定こども園・学校はもとより地域の教育力を活かした事業を推進します。

さらに、子ども自身が、様々な自主活動や社会活動の場を通じて、他人と共に協調し他人を思いやる心や、感動する心、豊かな人間性など「共に生きる力」を育む教育、一人ひとりをかけがえのない存在として認め合う人権尊重の教育を推進します。

② 子育てテーマの設定

子育てのテーマや約束を町全体・家庭ごとに定め、目標に向かって努力する運動を展開し、家庭・地域の子育て意識の啓蒙を図ります。

③ 次世代の親の育成

中高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所・幼稚園・認定こども園・子育て支援センター及び乳幼児健診等の場などを活用し、乳幼児とふれあう機会を広げる取り組みを推進します。

④ 保育環境の整備

幼児期の人間形成は、保育所・幼稚園・認定こども園ほか、家庭での保育など、場所にかかわらず人の一生の基礎となる重要なもので、幼児は生活や遊びの中から情緒的・知的な発達につながり社会性を身につけていきます。

このため将来に向け児童のよりよい環境づくりをめざします。

- 幼児一人ひとりのよさや可能性の発見、個性を伸ばすための保育環境の整備を図ります。
- 幼児の発達に必要な知識の習得はもとより、専門的な能力の開発や人材の確保を図ります。
- よりよい「ひとづくり」に向け施設・地域・家庭が一体的に連携し、補完し合うシステムづくりを検討します。
- 幼児の標準教育時間の調整を中心に、保育指針や教育カリキュラム等の調整を図り、幼児の教育・指導の統一を図ります。
- 幅ひろい生活体験や自然体験の中から創造性・道徳性を育む人づくりを進めていきます。

2) 地域における教育の充実

① 人材の活用

地域社会の最小単位である各行政区において、人的資産いわゆる「人材」の掘り起こしを行い、子どもや家庭を地域ぐるみで見守る力を向上させていくよう支援を進め、さまざまな機会の中で地域の人材を活用した「家庭教育」や「心の教育」等の学習機会の充実を推進します。

② 生涯学習の推進

複雑多様化している現代社会において、次世代を担う子供たちにとって、生涯学習は、児童の育成にとって特に重要な意味合いを持つものであるため、目標をもった学習活動を進めていきます。

3) 子どもの居場所づくりの推進

① 放課後や休日の居場所づくり

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間づくりや体験することによる学びの機会を減少させ、児童の社会性の形成に大きな影響があります。

こうした状況を踏まえ、放課後などに子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、地域の人々と交流できる機会を設け、人づきあいについて学んだり、社会のルールを身につけたりすることは大切です。

就労家庭の子どもか否かにかかわらず子どもたちが交流し、全ての子供が利用できる場所の確保、サービスの充実を図るため、放課後児童クラブと放課後子ども教室、さらには生涯学習の一翼を担っているスポーツ少年団やボーイスカウト及び総合型スポーツクラブとして活動を展開している「会津美里クラブ衆」とも連携し総合的な放課後児童対策を推進します。

② 子どもの活動拠点づくり

「子どもの居場所づくり事業」を推進し、地域の大人が参加し、地域が一体となって子どもたちを見守ることができる環境づくりを進めます。現在、退職している「団塊の世代」の方々が培ってきた経験や知識等を活かし、子ども達との交流の中で大いに発揮していただく事業を推進します。

また、児童館の整備や学校の開放など放課後などに子どもたちが活動できる場所づくりに努めます。

③ 活動に伴う交通手段の確保

地域の子供たちが、さまざまな事業に容易に参加できるよう、必要に応じ、行政バスを運行するなど、交通手段の確保を検討します。

4) 放課後児童対策の充実

① 放課後児童の健全育成の推進

放課後児童クラブは、学童期の発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに遊び等の多様な活動の提供が求められることから、児童指導員の専門性の向上に向けた研修の強化を図ります。

また、子どもが家庭に替わる生活の場として過ごす放課後児童クラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮した施設の整備、子どもが安定して生活することができる環境づくりに努めます。

さらに、現在は3年生までを対象としていますが、受入対象年齢の拡大については、放課後子ども教室や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、必要な支援を受けられるよう検討していきます。

5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

① 有害図書、有害情報規制活動の推進

現在、携帯電話やインターネットの利用は低年齢化の傾向にあり、全国的にさまざまな被害・犯罪等に巻き込まれています。本町においても、その危険性があり、家族も含めて使い方のルールを指導していきます。

② 薬物、喫煙防止活動の推進

最近の青少年を取り巻く環境は、薬物乱用や喫煙に対する警戒心・抵抗感が薄れることから様々な問題が起こっております。

「なぜダメなのか」をハッキリと伝えるため、親と子どもと一緒に考えてもらうため、関係機関と連携し、指導活動を推進します。

Ⅱ. 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産し、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるように、保健、医療、福祉及び教育等関係機関、関係者が一体となり、地域における母子保健施策等の充実を図ります。

1) 母子の健康確保及び増進

① 母子保健の充実

● 母子健康手帳の交付・活用

母子健康手帳は妊娠した方に交付し、妊娠から出産、育児の健康記録として、また、妊娠、出産を通じた日常生活の注意や育児の手引き書として、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てるために交付しています。

今後も保健指導等とおし、母子健康手帳の有効活用の普及に努めます。

● 妊産婦一般健康診査の充実

妊婦の健康管理や流産の防止並びに低出生体重児出産の減少等を目的に、専門医療機関での診察と必要な検査を実施しており、妊婦健診を定期的に受診していただくため助成を行うとともに、個別支援が必要な妊婦には、関係機関と連携を図り保健指導を実施します。

また、産婦を対象に産後1ヶ月健診も助成の対象とし、妊産婦の健康維持に努めます。

● 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、発育・発達の確認及び育児に関する不安や悩みの傾聴・相談・子育て支援に関する情報を提供するとともに、養育環境を把握し、支援が必要な家庭には、提供できるサービスの検討や関係機関との連絡調整を行いながらきめ細かい育児支援の強化を図ります。

● 乳幼児健康診査・健康相談の充実

乳幼児健康診査・健康相談は、生後3～4カ月児から3歳児まで発育、発達の節目をとらえた年月齢で、心身の発育、発達の確認及び疾病・異常を早期に発見し、適切な支援に結びつけ、切れ目のない支援をしていきます。

また、就学時の健康診査、学校保健へと引き継がれる流れを構築し、関係機関が連携して支援の充実を図ります。

● 子育て教室の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、保護者や家庭の関わり方が重要となります。睡眠・食事・運動等生活リズムを整え、子どもとの良い情緒的交流が望まれるものの、一方で育児不安を持つ母親が多くなっていることから、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

● 子育て発達支援の充実

乳幼児健康診査等において、発育・発達に経過観察を要する児童に対し、適切な支援をすることを目的に子育て発達支援教室を開催し、健全な発達を促すとともに、心身障がい児の早期発見・早期支援に努めます。

また、育児不安などにより、子育ての不安や悩みを持つ保護者や子どもへ適切なかわりが困難な養育者に対し、育児支援・指導の充実を図ります。

② 食育の推進

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくための原動力となり、基礎となるのが、「食」です。

家庭、保育所・幼稚園、認定こども園、学校及び地域等が連携し「食」に関する情報を提供し、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための「食育」を推進する必要があります。

そのためには、子どもや保護者に食生活の大切さや身体への影響などを理解してもらうために、様々な機会を捉えて学習の場を提供していきます。

また、地域の食材を味わう体験や、積極的に地場産品を利用すると共に、「郷土食」や「伝統食」等の食文化について考え、体験する事業に取り組んでいきます。

③ 思春期保健の充実

思春期は、身体的発達と精神的発達の不均衡、性的関心の高まり等、一生の間で最も変化の著しい時期です。

現在、薬物使用、喫煙、性感染症の低年齢化が深刻化する中、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝えるため、学校や関係機関と連携を密にし、学習機会や相談体制の充実を図っていきます。

④ 妊娠期からの健康づくりと生活習慣病の予防

健康づくりは、すでに胎児期から始まっており、生活習慣病の予防のためには、胎児期の低栄養状態を回避し、低体重児出産を防ぐことが大切です。生活習慣病は、個人の長期にわたる生活習慣が大きく関与するため、乳幼児期から健康的な生活習慣を確立することが大切です。

そのためには、子どもたちが自分の健康に関心を持ち、主体的に健康管理に取り組むように、町全体で推進していきます。

Ⅲ. 子育て支援の充実

共働き家庭やひとり親家庭、障がいのある児童を養育している家庭、児童への虐待が発生した家庭、友人・知人など、頼る人のいない家庭、子育てに関する情報収集ができずに不安や負担を感じている家庭など、それぞれの子育て家庭ではさまざまな悩みや問題を抱えています。これらの家庭が地域で孤立し子育てに不安を抱えることのないよう、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

1) 地域における子育て支援サービスの充実

① 子育て支援サービスの充実

● 子育て支援センターの運営の充実

保育所や幼稚園、認定こども園に通っていない子どもとその保護者を対象に、親子が気軽に参加し遊べる場・子育てについての情報交換の場を提供します。専門職の保育士等を配置し、育児不安等についての子育て相談や、親子で楽しめるイベントを開催するなど、子育て支援センターの充実を図ります。

● 子育てサークルの育成と活動の支援

子育て中の母親や祖父母などが中心となり自主的な活動を行っている組織について支援し、子育てをともに楽しみ学びあうことができるように活動を推進します。また、これらのサークル活動を支援する中で子育て親子の仲間づくりを進めます。

② 子育て情報の提供、相談体制の充実

● 子育てに関する情報の提供

子育て支援活動の情報や各種健診、予防接種、町内の公共施設、保育所・幼稚園、認定こども園、公園など子育てに関する情報の提供を推進していきます。

● 子育て相談の充実

子どもの発達や発育、子育てに不安や悩みのある保護者が、気軽に相談できるよう、子育て支援センターにおいて保育士・保健師等、専門知識を有する職員が対応にあたります。また、「子育て相談会」においては、心理士等専門職により、子育ての悩みや負担感の軽減を図ります。さらには電話等を利用した相談も受け付けます。

子育てに関する身近な相談者として民生児童委員、主任児童委員をお願いし、行政との橋渡し役としての役割も担っていただけるよう取り組みを進めていきます。

③ 一体的な子育て支援体制の整備

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、公民館、保健・福祉等関係機関による連携強化・情報交換・役割分担により、子育て相談、育児講座や地域での交流事業の推進など、子育て支援に関する相談・支援機能の充実、強化を推進します。

④ 子育て親子の交流推進

子育て中の親子が自由に集える場所を提供します。子育てに関する悩みを共有することで不安を解消しながら、育児力を高める取り組みを推進していきます。

⑤ 子育てサポーターの養成

安心して子どもを育てることができる環境づくりの土台となる子育てサポーターは、子育て親子を支援する重要な役割を果たすため、人材発掘及び研修事業を推進します。

現在、民間ベースで活動している団体についても、さらに住民ニーズに対応した活動が展開できるよう支援していきます。

⑥ 子育て支援のネットワークづくり

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供していく上で、子育て支援サービスの地域ネットワークを形成していくことが重要な課題となります。

そのために、子育て支援センターが拠点的役割を担い、ファミリーサポート事業者や各地域において子育て活動を行う関係者が連携して事業の実施や支援が行えるように、システムづくりを進めていきます。

2) 支援が必要な児童へのきめ細やかな取り組み

① 障がい児施策の充実

障がい児施策の充実として、早期発見・早期支援に努め、障がい児保育の実施や障がいに応じた的確な情報提供を行い、早期に適切な医療や療育等を受けられる体制づくりに努めます。

② 児童虐待防止対策の充実

虐待要因は、少子化や核家族化、地域の連帯の弱まり、経済的問題など様々なものが総合的に関連して起こっているものと考えられます。身体的虐待、性的虐待、身体的放置といった児童虐待を未然に防ぎ、また虐待に遭った子どもを支援していくためにも、関係機関との連携をより密にし、迅速な対応を行っていくとともに、保護者の心身の負担や育児の孤立を防ぐためにも、安心して楽しく育児が出来るような仲間づくり・親を支える地域の体制づくりを進めていきます。

3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

① ひとり親家庭の自立支援

本町におけるひとり親家庭は増加傾向にあり、きめ細やかな支援が必要とされている中、自立促進支援として母子家庭への就労支援や生活支援・相談体制の充実と福祉サービスの情報提供などを推進します。

② 乳幼児、児童生徒医療費助成制度の充実

医療費の一部を助成することにより、疾病または負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもが健康で安心して暮らせるように乳幼児、児童及び生徒医療費助成事業を実施します。

③ 乳幼児教育に係る費用の軽減

多子世帯の保育料については、今後も継続して軽減をしていきます。

IV. 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

雇用機会の拡大や女性の社会進出が進む中、働き方も多様化していることから、住民ニーズにあった保育サービスを目指します。

仕事と子育ての両立には、男性の参加が不可欠であることから、企業に対し子育て家庭への理解及び支援が得られるよう啓発に取り組んでいきます。

1) 保育サービスの充実

① ファミリーサポートセンター事業の実施

育児の手助けができる方と育児の手助けを必要とする方を対象とした会員組織を立ち上げ、会員相互の協力と信頼関係に基づき、夜間・休日等の一時保育や保育園等への送迎などの活動を行い、さらに子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんを持つ家庭を支援していきます。

② 一時保育の実施

急な仕事の都合や保護者が病気になったり、妊娠や出産などによる通院、育児疲れのリフレッシュ、セミナーや講習会、サークルに参加する時などに一時保育の利用が気兼ねなくできるような環境づくりを推進します。

③ 延長保育の充実

現在行っている延長保育を継続して実施していきます。

④ 障がい児保育の推進

保育所や幼稚園、認定こども園で実施している障がい児保育については、健康ほけん課・福祉課・こども教育課・医療機関等で連携を図り、入所（園）判定会を開催し、可能な限り障がい児を受け入れる体制を整えていきます。

⑤ 乳児保育の受入拡大

乳児保育については、核家族化の進行や女性の就業率の増加に伴い、乳児の保育所入所数も増加傾向にあることから、現状を踏まえ、受入拡大について検討していきます。

⑥ 幼保一体化の推進

少子化の進行に伴い、地域内の子ども・兄弟姉妹が少ない中で、幼児が同じ環境の中で共に学び・育つことが重要です。

今後は、全地域において、保育所・幼稚園が一体となった認定こども園化を目指していきます。

⑦ 病中病後児保育の検討及び実施

保育所や幼稚園、認定こども園に通っている子どもが病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合など、一時的に預かることが出来る仕組みを検討していきます。

2) 仕事と子育ての両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）

① 仕事と生活の調和に配慮した働き方の推進

仕事と子育ての両立を行うためには、企業側の理解と協力が欠かせません。男性も含めた育児休業や出産後の仕事に復帰しやすい環境づくりなどの啓蒙活動や子育て支援事業に関する情報提供を行い、「仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）」に理解を深めていただけるよう努めていきます。

なお、企業に対するアプローチとしては、町が単独で啓蒙活動に取り組んでも効果が小さいので、国・県と連携して進めます。

3) 男女共同参画による子育ての推進

① 男女共同参画の推進

子育ての環境づくりを両親がともに学ぶ機会や父親の子育て参加を促すために、父親と子どもが参加できる企画を立て、父親の子育て参加意識の向上と啓蒙を促進していきます。

② 男性の子育て参画の推進

父親が子どもと過ごす時間をつくり、母親のリフレッシュに協力するとともに、家庭内で恒常的に子育てを行っている方に対し、父親や地域の協力のもと子育てから開放し、リフレッシュできるような体制作りを進めていきます。

V. 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

地域で育つ子どもたちが、安心して地域で遊び・学ぶことができるような生活環境を整えていくと共に、子育て中の親子が快適に地域で生活していけるような生活環境の整備・まちづくりも目指します。

1) 子育てを支援する生活環境の整備

① 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの方が安心して外出できるように、公共施設等における段差の解消などバリアフリー化を推進します。

また、公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備等を推進していきます。

2) 子ども等の安全の確保

① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもたちを犯罪から守るため関係機関による連絡体制の強化及び迅速な対応はもちろん、地域との連携を密にしていく必要があります。

「ひと声運動」や「犯罪等の兆しを発見した時の通報」、「子どもは地域で守る」という意識が浸透していくよう啓発活動を進めていきます。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通事故をなくすために大人も含めた「交通安全」「安全な運転技術」の啓発指導を推進していきます。

3) 被害に遭った子どもの支援の充実

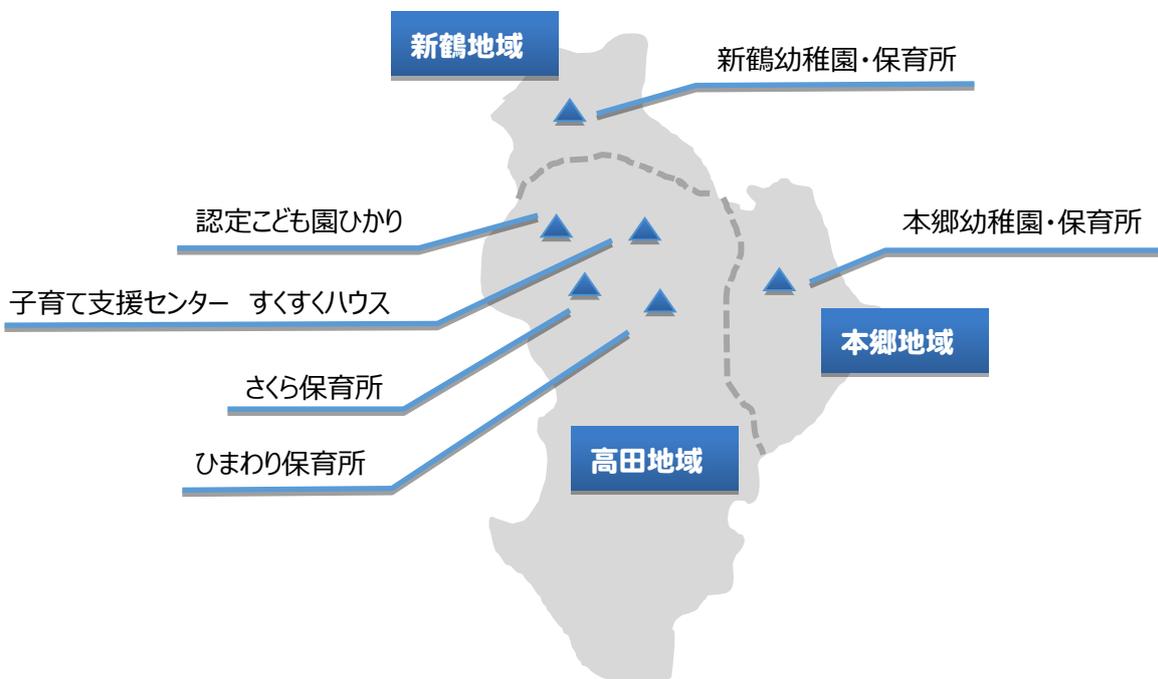
① 被害にあった子どもに対する支援体制の整備

犯罪、ストーカー被害・通り魔等により、被害に遭った子どもの保護については、警察署等関係機関による協力体制が不可欠であり、迅速な対応が必要となります。被害に遭った子どもに対しては、専門家によるケアをしていくとともに地域でのアフターケア体制の整備を行い、日常の生活に支障のないような環境づくりを進めます。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

国からは、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、会津美里町では、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえ、全地域を一体として「教育・保育提供区域」とします。



■全地域と3地域のメリット、デメリット

	全地域	3地域
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の選択範囲が広がる。 ○勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できる。 ○事業計画における需要量見込みの推計がよりの確に行いやすい。 ○一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。 ○狭い区域内に必要な施設・事業が整備され、利用者の利便性が高まる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ×利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ×利用者の選択範囲が狭くなる。 ×勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望するニーズを吸収できない。

2. 事業量の見込み

(1) 教育・保育の量の見込み

平成27年度から2・3号認定の量の見込みに対する確保量については、十分充足できているため、今後は認定区分に応じた定員の見直しを進めていきます。また、保育需要全体や人口推移にも注視しつつ、教育・保育施設の統合や再整備を行います。

平成29年度からは、全地域において認定こども園化を目指しており、現状に合わせた定員の見直しを図ります。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

【単位:人】

	平成25年度実績				平成27年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
①量の見込 (利用見込総数)	157	271	40	148	145	300	43	171	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園 (教育・保育施設)	175	342	47	171	175	342	47	171
	地域型保育事業								
②-①	18	71	7	23	30	42	4	0	

	平成28年度				平成29年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
①量の見込 (利用見込総数)	143	299	45	168	141	299	45	168	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園 (教育・保育施設)	175	342	47	171	170	310	50	170
	地域型保育事業								
②-①	32	43	2	3	29	11	5	2	

	平成30年度				平成31年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳保育の 必要性あり)		
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳	
①量の見込 (利用見込総数)	140	299	45	167	138	298	45	166	
②確保 の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園 (教育・保育施設)	170	310	50	170	170	310	50	170
	地域型保育事業								
②-①	30	11	5	3	32	12	5	4	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業については、公立と私立の全ての保育所で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	97	100	100	100	100	100
②確保の内容	97	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業

現在は3年生までを対象としていますが、受入対象年齢の拡大については、放課後子どもプランや児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、必要な支援を受けられるよう検討していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

		平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	①量の見込	214	197	185	181	177	176
	②確保の内容	214	197	185	181	177	176
	②-①	0	0	0	0	0	0
高学年	①量の見込	-	84	84	78	76	71
	②確保の内容	-	0	0	78	76	71
	②-①	-	△84	△84	0	0	0

③ 子育て短期支援事業

現在、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については、実施しておりませんが、事業の実施に向け検討していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	-	0	0	0	0	0
②確保の内容	-	0	0	0	0	0
②-①	-	0	0	0	0	0

④ 地域子育て支援拠点事業

子育てについての相談や援助、子育てに関する情報の提供を行います。また、地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	373	394	372	361	351	342
②確保の内容	373	394	372	361	351	342
②-①	0	0	0	0	0	0

⑤ 一時預かり事業

保護者に急な用事が生じたときや、子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消するため、子育て支援センターの一時保育や幼稚園における預かり保育の重要性が高まっています。現在、必要量に応じた提供体制は整っており、さらなる利便性の向上に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	43	45	45	180	180	180
②確保の内容	43	45	45	180	180	180
②-①	0	0	0	0	0	0

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

その他（子育て支援センターにおける一時保育）	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	470	500	500	365	365	365
②確保の内容	470	500	500	365	365	365
②-①	0	0	0	0	0	0

⑥ 病児・病後児保育事業

現在、「病児・病後児保育事業」については、実施しておりませんが、個別的ニーズに対応したメニューを展開していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	-	60	60	60	60	60
②確保の内容	-	0	0	60	60	60
②-①	-	△60	△60	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。今後は、安定したサポート会員（育児の支援を行う者）の確保と人材の育成が課題です。事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を重ねます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	-	120	120	120	120	120
②確保の内容	-	120	120	120	120	120
②-①	-	0	0	0	0	0

⑧ 妊産婦健診事業

妊産婦の経済的負担軽減を図るために14回の健診の費用を助成し、必要に応じて関係機関と連携を図り、保健指導を行います。

また、産婦を対象に産後1ヶ月健診も助成の対象とし、妊産婦の健康維持に努めます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	1,341	1,370	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保の内容	1,341	1,370	1,300	1,300	1,300	1,300
②-①	0	0	0	0	0	0

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が乳児のいる家庭を訪問しています。子どもの発育・発達の確認及び子育てに関する情報提供や育児に不安を持つ保護者の不安を和らげるため、必要な支援や助言を行います。また、特に支援が必要と認められる乳児や保護者の早期発見に努め、関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	140	135	135	135	135	135
②確保の内容	137	135	135	135	135	135
②-①	△3	0	0	0	0	0

⑩ 養育支援訪問事業

産後うつアンケートや子育てアンケート等により養育支援が必要な親子には関係機関と連携し支援していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0

⑪ 利用者支援事業

現在の子育て支援センター「すくすくハウス」では保育を希望する保護者の相談に応じ、保育資源・保育サービスについて、情報提供を行っております。また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、多様なニーズに対応していきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	-	1 か所				
②確保の内容	-	1 か所				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯に対し、教材費等の実費徴収がある場合など、補足給付が出来る事業となっています。現在、該当者はいませんが、発生した場合に対応出来るよう整備を進めていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:人】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	-	0	0	0	0	0
②確保の内容	-	0	0	0	0	0

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入や多様な事業者の能力の活用が必要となる場合に備え、整備を進めていきます。

◇「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 【単位:社】

	平成 25 年度実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	-	0	0	0	0	0
②確保の内容	-	0	0	0	0	0

第5章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1. 推進の体制

(1) 家庭や関係機関等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関の連携・協働が必要です。

本計画の推進にあたっては、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、その他関係団体・関係機関との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整に取り組んでいきます。

また、家庭や地域、教育・保育関係機関、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加、参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画についてホームページ等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに町民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していきます。

また、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として計画の見直しを検討します。ただし、計画の見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成31年度）までとします。



AIZUJIGEN

会津美里町
子ども・子育て支援事業計画

2015年3月
【策定・発行】
会津美里町教育委員会
TEL 0242-78-2112
FAX 0242-78-3045
